

一般名処方について

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、※薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

※薬剤の成分をもとにした一般名処方をするメリット

医薬品の名前ではなく、薬剤の成分(有効成分)を処方せんに記載することにより、供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるようになります。そうすることで、患者さんに必要な医薬品を提供することができます。

長期収載品の選定療養について

長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんに自己負担が発生します。

【対象となる場合】

- 院外処方・院内処方(外来のみ)
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- 入院中の患者さんに処方する場合

【自己負担額について】

長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1 ※消費税も含まれます